

令和7年度第4回白井市上下水道事業審議会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和8年2月12日（木） 午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所 白井市役所東庁舎3階 302・303会議室
- 3 出席者 佐藤会長、福島副会長、岩本委員、北村委員、佐藤委員、八木委員、三室委員、平賀委員、山下委員
- 4 欠席者 大本委員
- 5 事務局 鈴木都市建設部長、鈴木上下水道課長、飯田工務係長、五百井主任技師、富澤業務係長、竹内主事、袖山主事補
- 6 傍聴者 1人
- 7 議事 (1) 白井市水道事業及び下水道事業経営戦略（素案）に対するパブリックコメントの結果及び経営戦略の改定（承認）について
(2) 白井市水道事業及び下水道事業経営戦略の答申について
- 8 議事（概要）

≪白井市水道事業及び下水道事業経営戦略（素案）に対するパブリックコメントの結果について（事務局説明）≫

（会長）

水道事業についてご質問・ご意見ございますか。

（委員）

35ページの表の「収益的収入」の「3. 特別利益」は、経常収益に当たらないと思います。また、「特別利益」を入れるということで「収益的収入」と「収益的支出」の書き方合わせるのなら「収益的支出」の「3. その他」ではなく「特別損失」のなるのではないですか。

（事務局）

35・36ページに掲載している財政計画表については、総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル」に沿った財政計画の書式となります。

（委員）

下水道の経営戦略37・38ページでは、「収益的収入」の中には「特別利益」は記載されていません。

(事務局)

水道と下水道の書式が異なる点については、総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル」も合わせて再度確認して修正を考えます。

(委員)

4ページの「給水区域図」に示されている赤線の「計画配水管」は、この経営戦略における計画なのでしょう。また、これらは今後整備を予定しているものなのか、あるいは既に整備済みなのか、どちらでしょうか。

(事務局)

「計画配水管」については、水道事業の認可上で位置づけられている管渠となります。今の時点ではいつ整備をするのか決まっていますが、将来的には整備を行う予定です。

今回の経営戦略内の計画には含まれていません。

(委員)

今回の計画期間内に整備しないのであれば、補足として「なぜ整備しないのか」という点について、説明があった方が良いのではないですか。

(事務局)

今回の経営戦略の計画の位置づけとは、ずれてくる内容となりますので、補足として説明文を記載するか考えたいと思います。

(会長)

白井市の水道事業全体として認可を受けている給水区域図を表している図であるので残しても良いと思いますが、アスタリスク (※) 等をつけて補足説明を入れる等の対応が良いと思います。

(委員)

18ページの「(5) 印広水からの受水費」について、「受水費単価が値上がりされることが想定される」と記載がありますが、市民の視点からすると、なぜ値上がりを想定した上での計数を計画に反映させないのか疑問に思われるはず。また、表4-4では受水費単価が下がっているように見えるため、なぜ「値上がり」の想定になるのかが理解しづらいのではないのでしょうか。

受水費は市だけで管理・抑制することができず、いわば「手の打ちようがない部分」であり、水道事業経営における大きなリスクであると考えます。令和8年度は受水費153円程度、令和9年度以降は155円で見込んでいます。しかし、もし令和8年度以降にこの想定を遥かに超える値上がりがあった際、

予算関係等はどうなってしまうのでしょうか。私が行政の立場であれば非常に不安に思います。

現在の経営戦略からはその危機感が伝わってきません。153円を遥かに超えるような値上がりリスクへの対応が戦略に含まれていない以上、一概にこの経営戦略で良いとは言えないと考えます。

「(6) 一般会計からの繰入金」について、受水費が上がった場合、水道料金の値上げと一般会計からの繰入金の増額が必要となり、市民にとっては「料金」と「税」の二重の負担増に感じてしまいます。水道事業を安定経営するために、一般会計の財政を圧迫するような経営のあり方は望ましくありません。答申の中には、「一般会計を圧迫しないよう経営努力をすべき」といった内容が盛り込まれるべきだと思います。

(会長)

例えば、電力やガスなどの公共料金は、株式会社が行っていることで、原価が上がれば料金も上げられます。しかし、公共団体は水道の原価が上がったら水道料金を値上げするというように簡単には料金改定はできません。そういうことを考慮すると一般会計からの繰入金に頼らざるを得なくなる状況になるかもしれません。

そういった不安材料をすべて記載してしまうと、市民の不安を増長させるだけになりかねないと思いますので、私はこの経営戦略は妥当と考えます。

(委員)

17ページの「法定耐用年数を超過する水道管路の発生」について、今後10年間は更新を行わない方針となっています。しかし、実際には法定耐用年数を超える水道管が存在し、重点的に給水すべき施設への耐震化も100%ではない現状を考えると、これは「問題の先送り」という印象を受けます。軟弱地盤を横断する箇所や耐震性の低い箇所については、優先的に更新していくような方針を持つべきではないでしょうか。

もう一点として、35ページの「収益的収支」について、計画に掲載されている令和8年度の収入見込みと、実際に要望している令和8年度の予算との間に、大きな乖離はないのでしょうか。

(事務局)

経営戦略に掲載している令和8年度の収入が6億円くらいになっており、議会上程する予算は6億円前後を予定していますので、大きな乖離はないと考えています。支出については、収支均衡としていますので、経営戦略の財政計画も上程する予算も収入と支出は同額を計上することとなっています。

(会長)

水道事業について、他にご意見・ご質問ございますか。
続いて下水道事業についてご意見・ご質問ございますか。

(委員)

前回と比べて水道事業も下水道事業も具体化していると感じました。
下水道の10ページ「図表3-1 管渠布設年度」について、この表だけが年数の記載が西暦なのですが、何か意図があるのですか。

(事務局)

年数の表記について、この表は経営戦略のために作成した資料ではなく、今年度に委託しているストックマネジメント計画策定の計画書の資料を抜粋している関係上、西暦表記となっています。

(会長)

表の下に出典先の記載をして明確にする対応で良いかと思えます。

(委員)

下水道の「図表3-1 管渠布設年度」に記載されている「計画期間」とは、具体的に何を意味しているのですか。

(事務局)

「図表3-1 管渠布設年度」の計画期間について、経営戦略の令和8年度から令和17年度の期間中に法定耐用年数の50年を迎える管渠が布設された年度・布設延長を記載しています。計画期間中に耐用年数を迎える污水管が約60キロメートルと雨水管が30キロメートルあることを表記するために掲載しています。説明不足なところがありますので修正します。

(委員)

法定耐用年数を迎える污水管が60キロメートルあるのに対し、19ページの「1. 強靱(1) 施策」では、污水管を約1,643メートル更新するという計画になっています。この大きな差は、やはり「問題の先送り」のように感じます。

そもそも水道事業や下水道事業は、単に「法定耐用年数」に縛られて更新時期を決めているのでしょうか。それとも、目標使用年数等に置き換えて更新していく「ストックマネジメント計画」に基づいているのでしょうか。この経営戦略の10年間で1,643メートルを更新するという数字は、ストックマネジメント計画としっかり整合が取れているものなのですか。

(会長)

全国で污水管の法定耐用年数50年を超えている管渠は大量にあります。それを全部修繕するとなると、下水道収入だけでは到底賄えないです。そのため、予算を平準化させながら更新していくストックマネジメント計画を策定し、それに基づいて管渠を更新していく計画となっているということが掲載されているのが19ページだと思います。

法定耐用年数を迎えた管渠をすべて対応していくと白井市の財政に大きな負担がかかってしまうと認識しています。

(事務局)

下水道事業はストックマネジメント計画、水道事業はアセットマネジメント計画の内容に基づいて経営戦略は作成しています。法定耐用年数は一つの目安と考えています。実際の管渠の状況等を事前調査等したうえで、優先順位付けを行い計画的に更新していく計画になっています。

(委員)

令和8年度から令和17年度の経営戦略の中で一番大きいのは受水費への対応だと思います。また、管渠の更新が前倒しできるのか、料金改定をどのようにしていくのか、今後どのように戦略的に事業を推進していくのかあるいは、見直しをかけていくのか、市としての考えを聞かせてください。

(事務局)

今後の考えについて、この経営戦略に基づいて経営を進めていくことが前提です。受水単価がまだ決まっていない状況もあり、経営戦略に大きな影響が出る場所ですので、今後の状況を見て大きく乖離する場合は、随時この経営戦略自体の見直しをしながら、事業を進めていきます。その中で受水単価が明確になれば、料金改定に影響していくことを踏まえて計画として位置づけをして、変更要素が大きくなれば、随時見直しを進めていくことになります。

更新については、ストックマネジメント計画を前提に進めていきます。水道事業については、令和16年度より更新を随時進めていき、下水道事業については、既にストックマネジメント計画に沿って進めている中で大きく乖離することがあれば、状況を見て柔軟に対応していきます。

(会長)

お金に関するところだけでなく、技術革新のところでは今後は維持管理・更新方法が開発されていくと思いますので、情報を収集してもらってより良い経営を目指してもらいたいと思います。

他にご意見・ご質問ありますか。

それでは他にご意見がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

白井市の水道事業及び下水道事業経営戦略（案）について、何点か修正箇所がありました。それを踏まえて改定することを承認してもらうことでよろしいでしょうか。

（委員）

承認というのは、この審議会の機能としてよいのか。他の自治体だと委員は、諮問を受けて意見を伝えるだけで、承認まで行わないところもあります。審議会の位置づけによると思います。経営戦略は市が作成するもので、委員として承認とはどういう位置づけになるのか、整理して決を採った方がいいかと思います。

（事務局）

計画自体を作成するのは市となりますので、この経営戦略の内容で問題はないか、妥当であるかを答申いただければと思います。

（会長）

この経営戦略の内容が妥当であると認めることとしてよろしいか。

《反対なし》

（会長）

それでは、経営戦略の内容が妥当であると認めてもらえたということによろしいですね。

これより10分間の休憩といたします。

《10分間休憩》

（会長）

引き続き議事を再開いたします。

「白井市水道事業及び下水道事業経営戦略の答申について」事務局の方から説明をお願いします。

（事務局）

答申についてご説明します。昨年10月27日に開催された第2回審議会において、市長より上下水道事業審議会への経営戦略の改定についての諮問がなされています。

本日を含めた3回の審議会でもいただいたご意見等を受けて、水道事業及び下水道事業の経営戦略について承認をいただいたところです。

経営戦略の改定については、審議会の方から答申を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、参考として前回の令和2年度に策定した際の経営戦略の答申書を配布しています。

(会長)

ただいまの説明に対してご意見、ご質問等をお願いします。

(委員)

本日のこの場で、答申書を作成するという認識でよろしいのでしょうか。

(事務局)

今までの議論を踏まえて、答申書に盛り込むご意見等をいただければと思います。

(委員)

今後どのように整理するのですか。

(事務局)

本日のご意見等を集約して、答申書案を作成します。それを踏まえて委員の皆様にご内容をご確認していただき、最終的には会長と調整して市長へ答申書を渡す流れになります。

(委員)

前回の答申書を資料として見て、答申書の意見を言うというのは難しいのではないのでしょうか。

(事務局)

概ね前回の答申書と同様の内容で進めていく予定であり、これまでの審議会の議論の中でご意見いただいた内容を答申書に反映させていく上で、ご意見をお願いします。

(会長)

これまでの審議会委員の皆様からご意見等をいただいたことにより今回の経営戦略が完成していると思います。一度、答申書の素案を作成して個別に委員の皆様にご内容を提供して事務局と調整しながら答申書を作成するということがよろしいでしょうか。

(委員)

前回の答申書では諮問が1つでしたが、今回は2つの諮問を受けています。答申書についても、それぞれ2つに分けるという認識で良いのでしょうか。今回は水道事業と下水道事業で別々に諮問されており、事業の性質も異なるものです。それらを1つにまとめた答申書の内容では、私は納得できません。

(会長)

今回は水道事業と下水道事業で2つの諮問がありますので、市長に対してお答えする答申も2つとなります。1度作成して、答申書の内容をメール等で委員の皆様を確認してもらい流れで良いかと思えます。

(事務局)

水道事業と下水道事業の2つの諮問に対して答申を作成しますが、答申書としては1枚で作成することよろしいでしょうか。

(会長)

答申書1枚に諮問で聞かれている水道事業と下水道事業の内容の答申を記載して市長へ提出することで良いと思えます。

本日の議事はすべて終了いたしました。以上で令和7年度第4回白井市上下水道事業審議会を閉会いたします。

使用した資料

- ・パブリック・コメント募集結果（資料1）
- ・白井市水道事業経営戦略（案）【令和7年度改定版】（資料2）
- ・白井市下水道事業経営戦略（案）【令和7年度改定版】（資料3）
- ・経営戦略の策定について諮問書（写）及び答申書（前回参考）（資料4）